

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等の住所変更のみの場合は、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業者等の住所変更のみの場合は、異動（退職・転勤等）を取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、加古川市役所 市民税課へお問い合わせください。

市町村民税 道府県民税 森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印

8

加古川市長

令和 年 月 日

提出

給与支払義務者 (所在地) フリガナ 氏名 生年月日 元号 個人番号 住所 (1月1日現在) 住所 (異動後) 新姓 (ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分

担当氏名 電話番号 内線

整理番号 7年度 特別徴収指定番号 宛番号 8年度 特別徴収指定番号 宛番号

異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名 特別徴収指定番号 担当氏名 電話番号 法人番号 納入書の要否 番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~5月31日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

宛番号 処理日 市処理欄

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。